

# 業務指示書

## ウズベキスタン国ナボイ火力発電所近代化事業（フェーズ2）準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年7月13日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年7月15日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（ ）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（○）認めます。

（ ）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ）者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（ ）全ての業務従事者について、補強を認めません。

（○）以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

（ ）業務主任者（総括）については補強を認めません。

（○）業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### 4 外国籍人材の活用

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）外国籍人材の活用を認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

（ ）業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。:

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：電力セクター支援にかかる各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／電源開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：電源開発計画にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 系統解析】

- 1) 類似業務の経験：系統解析にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年7月22日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(O) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

気象調査、水文調査、地形測量、地質調査、環境社会配慮調査 にかかる経費

( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(UZS1 = 0.03482 円 , US\$1 = 102.280 円 , EUR1 = 113.066 円)

## 第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezentationは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。  
( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。  
プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／電源開発計画

系統解析

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.60 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、 2016年8月5日(金) までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)  
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
ウズベキスタン国ナボイ火力発電所近代化事業（フェーズ2）準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(34.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／電源開発計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(—)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	(—)	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 系統解析	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	(—)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	(—)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	(—)	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	

## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

ウズベキスタン共和国(以下、ウズベキスタン)の最大電力需要は、2014年に約8,400MWに達している。これに対し、発電所定格容量は13,409MWであるが、全般に発電施設の老朽化が進んでおり、供給能力は約7,800MWに留まる。また電源構成の約9割を占める火力発電所(内、9割は燃料として天然ガスを使用)の平均熱効率は約3割と低水準で高環境負荷の一因となっている。特に電源構成の約9割を占める火力発電所の多くは40～50年以上前に運転開始した古い設備であり、全国10か所の火力発電所平均で発電容量は定格容量に対して約3割低下している。このことから設備更新による電力供給力確保と信頼性向上が急務となっている。また温室効果ガス排出量抑制のためにも高効率の発電設備の導入が望まれている。

同国最上位の開発計画である福祉改善戦略では、近代的なガスタービン導入といった発電能力の近代化による電力供給の信頼性向上と効率化が優先課題の一つとして挙げられているほか、同国政府は、2030年までにコンバインド・サイクル・ガス・タービンを中心とする約20基の火力発電施設を整備する計画を策定している。

2013年8月、JICAは今次調査対象であるナボイ火力発電所第3号機に隣接する第2号機の整備に対する承諾を行い、同事業は現在実施中である(「ナボイ火力発電所近代化事業」)。

なお、同国政府は、過去に自国資金で調達した日本製品の質を高く評価しており、日本との間で資金・技術面での長期的協力関係を結ぶことに高い期待を繰り返し表明していた。この期待に応え、日本政府は、「電力セクター・プロジェクト・ローン」(以下、「SPL」という。)として、2014年11月、3件の個別事業(868.39億円)を対象とした包括E/Nを締結し、2015年10月までに全件で承諾がなされた(同SPLは「トゥラクルガン火力発電所建設事業」、「電力セクター能力強化事業」、「タシケント熱電併給所建設事業」の3件から構成される。)。

2015年10月の安倍総理大臣のウズベキスタン訪問の際、両首脳による共同声明において電力セクターへの協力の継続が表明された。

このようななか、ウズベキスタン政府から本調査対象であるナボイ火力発電所の3号機建設に向けた融資及び協力準備調査の実施要請があった。本調査対象となる発電所建設設計画は、ナボイ火力発電所において、高効率ガス火力タービン発電施設(450MW規模)の新規導入(3号機)を行うものである。

なお、我が国の対ウズベキスタン国別援助方針(2012年4月)では重点分野として「経済インフラの更新・整備(運輸・エネルギー)」が定められ、JICA国別分析ペーパー(2012年7月作成、2014年12月更新)においても「経済インフラ(特に運輸・電力インフラ)の整備」を重点分野であると分析しており、本事業はこれらの方針、分析に整合するものである。

本調査は、2016年5月にウズベキスタン電力公社とJICAとの間で締結した協議議事録に基づき、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境お

より社会面の配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

## 2. プロジェクトの概要

### (1)事業名

ナボイ火力発電所近代化事業(フェーズ2)(仮称)

### (2)事業目的

既設のナボイ火力発電所に第3号機として新たに発電効率の高いガス火力発電設備を整備することにより、電力の安定供給及び温室効果ガスの削減を図り、もって当国の持続的な経済発展及び気候変動の緩和に寄与する。

### (3)要請概要

- ①ガス・コンバインドサイクル発電設備(450MW×1基)及び関連設備の建設
- ②コンサルティング・サービス(詳細設計、入札補助、施工監理等)

### (4)対象地域

ウズベキスタン国ナボイ州のナボイ火力発電所敷地内

### (5)関係官庁・機関

ウズベキスタン電力公社(Uzbekenergo)

## 3. 業務の目的

ウズベキスタン政府から円借款の要請のあったナボイ火力発電所における3号機の整備について、当該事業の必要性、概要、事業費、実施スケジュール、実施(調達・施工)方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行う。

## 4. 業務の範囲

本業務は、2016年5月にJICAとウズベキスタン電力公社との間で署名された協議議事録に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」に配慮しつつ、「6. 業務の内容」に述べる内容の調査を実施するとともに、調査の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行うものとする。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1)円借款検討資料としての位置づけについて

本調査業務の成果(結果)は、本事業に対する円借款の審査をJICAが実施する際、そ

の検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で隨時十分 JICA と協議する。

一方、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となる可能性に留意し、ウズベキスタン側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮する。

ただし、本調査報告書は、ウズベキスタン側においても重要書類として扱われることから、事業スコープや事業費、事業スケジュール等については、ウズベキスタン側と念入りに合意形成を行い、形成段階で先方と齟齬が発生した場合には、速やかに JICA に相談する。

#### (2) 本調査における調査対象範囲について

ウズベキスタン側との事前の協議により本調査の対象範囲としては以下を合意している。

- ガス・コンバインドサイクル発電ユニット(450MW×1)
  - ✓ 開閉所
  - ✓ 天然ガス供給システム(コンプレッサー、調整バルブ等)
  - ✓ 発電用水処理施設
  - ✓ その他関連施設
- 天然ガス引き込み管(既存パイプから発電所までの 1 本)
- 変電所(500kV 規模)

なお、本調査においては、先方実施機関及びJICAとの協議を通し、事業全体のなかで円借款融資の対象として適切と考えられる範囲について検討を加える。

#### (3) 環境社会配慮について

本事業は、「国際協力JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年4 月)(以下、「JICA 環境ガイドライン(2010年4月)」)別紙3にて環境社会に影響を及ぼしやすいセクターに例示されている火力発電に該当するため、調査開始時点のカテゴリ分類は「A」である。現時点で検討されている事業予定地では住民移転が想定されている。

#### (4) 既存情報の活用について

本調査対象箇所に隣接するナボイ火力発電所(2号機)は、円借款事業として事業実施中である(「ナボイ火力発電所近代化事業」、2013年8月承諾。)。当該協力準備調査報告書において、2号機の実施の妥当性等を検討している(2013年3月)。本調査の実施に際しては、同報告書に記載されている情報・検討結果を参照しつつ、効率的に情報収集を行う。

## 6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、下記「第3 業務実施上の条件、1. 業務工程」に記載している調査工程に沿って、以下を実施するものとする。なお、より効率的・効果的と考えられる調査工程がある場合は、プロポーザルにて提案する。

#### 1) 関係資料・情報の収集及び分析

「ナボイ火力発電所近代化事業」協力準備調査報告書の内容も踏まえつつ、本案件の内容、背景、関連セクター情報等を把握する。その上で、現地で追加収集する必要がある資料やデータを予め整理し、質問表として取りまとめる。

#### 2) インセプション・レポートの作成

調査の基本方針、実施体制、作業計画(調査方法、工程等)、作業分担等を検討し、インセプション・レポートとして取りまとめた上で、JICA に説明し必要に応じ修正を行う。

#### 3) インセプション・レポートの説明・協議

インセプション・レポートを相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

#### 4) 調査実施体制の確認

実施機関側カウンターパートの配置や執務スペースの確保状況を確認し、円滑な調査実施に支障が見込まれる場合は是正を申し入れる。また、必要な事務機器等の調達を行う。

#### 5) 上位計画の情報収集/確認

本事業の上位計画であるウズベキスタンの国家開発計画並びに電力セクター開発計画等について可能な限り情報収集を行い、以下の観点から本事業実施の必要性・妥当性を確認する。

- ア. 電力需要予測(人口・成長率予測、地域開発計画、地域別・需要家別・季節特性等を考慮する)
- イ. 電源開発計画
- ウ. 統計計画
- エ. 潮流・安定度解析
- オ. 燃料供給体制
- カ. 電力融通実績と計画、近隣国との連系線整備状況
- キ. 老朽化設備の運転状況

#### 6) 電力セクター情報の収集・確認

以下を含む電力セクターの情報や電力セクターにおける他ドナーの活動状況に關

連する情報を収集し、現状確認及び課題分析を行う。

- ア. 電気事業体制
- イ. 関連法規制・制度
- ウ. 電力需給状況(停電回数、事故記録、電圧降下、電力損失など)
- エ. 電気料金制度(料金体系、徴収体制、徴収率など)
- オ. 電気事業経営(予算、決算制度、財務状況など)

#### 7) ナボイ火力発電所事業に関する情報の収集・確認

以下の既存関連資料を入手・確認する。JICA で入手済みの一部の資料は配布資料に含まれるが、現地にて最新資料の有無も確認の上、既存資料の調査結果に過不足がないか確認のうえ、不足がある場合は必要に応じ補足調査を実施する。

- ア. 気象調査、水文調査
- イ. 地形測量
- ウ. 地質調査

#### 8) 「ナボイ火力発電所近代化事業」協力準備調査報告書及び詳細設計の活用及びレビュー

既存のナボイ火力発電所近代化事業の協力準備調査報告書及び詳細設計報告書をレビューし、特に以下の観点から見直し、検討結果の適切性を確認する。追加修正が必要と判断された内容については、実施機関と協議の上、概略設計(F/S)に反映する。

- ア. 事業の全体構想及び必要性の確認(代替案との比較含む)
- イ. 電気・機械に係るシステムの概略計画
- ウ. 付帯設備の概略計画
- エ. 計装・監視制御システムの概略計画
- オ. サイト概要図と主要設備構造物の配置計画
- カ. 燃料調達方法・燃料設備
- キ. 冷却方式・取水設備・排水設備
- ク. 送電線ルート・変電設備

#### 9) 電力系統調査

当該発電所の系統接続計画及び既存の送変電設備の拡充・増強計画を確認したうえで、以下の項目に係る解析を行う。

- ア. 潮流、故障解析
- イ. 動的安定度解析

#### 10) 燃料供給の現状及び今後の見通しに関する確認

- ア. ガス供給契約の確認

- イ. プロジェクトライフ(25~30年を想定)を想定した必要量供給見込みの確認
- ウ. ガス供給の観点からの計画の妥当性・実現性の確認

#### 11)発電所用水の取排水に係る確認・検討

- ア. 本事業実施後の必要水量の確保可能性に係る確認(取排水地点の確認、低水位・高水位時の河川状態の確認、洪水対策など)
- イ. 冷却方式の検討・確認(必要水量確保可能性、建設・維持管理コスト、温排水環境影響等の観点を踏まえる)
- ウ. 温排水シミュレーション(温排水が環境に与える影響を予測するための3次元解析)

#### 12)地形測量・地質調査及び建設用地選定支援

ウズベキスタン側が計画している本事業の建設用地(二か所)において、地形測量・地質調査を実施し、技術的、経済的及び環境社会配慮的観点から最適な建設の選定を行い、実施機関に提案する。また、建設用地の整備に必要な事項があれば、実施機関と協議の上、概略設計(F/S)に反映する。

#### 13)概略設計

主要構造物、機械、電力設備に係る概略設計を実施する。特にガスタービンについては、応札が想定される各メーカーのモデルとその性能及びサイト条件の調査を十分に行うこと。

- ア. 電気・機械に係るシステムを含めた発電所の構成、配置計画
- イ. 送変電設備計画
- ウ. 燃料の種類、性状及び調達方法、供給ルートの確認
- エ. 発電所に係る付帯設備、建屋等の設計
- オ. 計装・監視制御システム
- カ. 運転・維持管理計画
- キ. 冷却水の取排水方式・水量及びルート検討、原水処理方式の検討

#### 14)工事計画の策定

- ア. 建設工程
- イ. 資機材調達計画
- ウ. 資機材輸送計画

#### 15)概略事業費積算について

##### ア. 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、資機材費の積算においては、現地での資機材価格や国際的な価格動向を十分

に調査した上で、事業費に反映させること。また、報告書には事業費の総表を記載すること。ただし、事業費の根拠となる個別具体的な積算結果は、別資料としてJICAへ提出する。

- (ア) 本体事業費(建設資機材費、設計数量策定、建設費積算(外貨・内貨別))
- (イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- (ウ) 本体事業費に関する予備費
- (エ) 建中金利
- (オ) フロントエンドフィー
- (カ) コンサルタント費(プライスエスカレーションと予備費を含む)
- (キ) その他(融資非適格項目)
  - ① 用地補償等
  - ② 関税・税金
  - ③ 事業実施者の一般管理費
  - ④ 他機関建中金利
  - ⑤ 完成後の維持管理費(委託保守費)
  - ⑥ 研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
  - ⑦ 当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

#### イ. 概略事業費の算出様式

事業費については、別途 JICA が提供するコスト計算支援システム(Excel ファイル)の様式にて提出する。なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

#### ウ. 調達方法(入札方法、パッケージ)の検討

現時点では以下を想定している。

- (ア) ガス・コンバインド・サイクル発電ユニット発電施設:

標準入札書類:Plant、入札方式:国際競争入札(PQ 付)

- (イ) 電所(500kV 規模)、

標準入札書類:Works/Plant/Design Build、入札方式:国際競争入札(PQ 付)

#### エ. 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009 年 3 月版)を参照する。

#### オ. 積算総括表

積算に当たっては、共通仕様書第 14 条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して積算総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

#### カ. 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減に係る検討結果を提出する。

**16)円借款事業スコープに係る提案**

- ア. 資金計画を踏まえた円借款融資対象範囲の確認
  - イ. 円借款事業コンサルティング・サービスに係るTOR、人員構成、人月計画、技術支援(TA)に係る提案
  - ウ. 事業実施スケジュール案の策定
- 調達手続きを含めた詳細設計／施工期間について、月単位のバーチャート(JICAの様式に基づく)により計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程(許認可の取得、用地取得等を含む)を示したうえで、スケジュールの妥当性を検討する。

**17)実施体制・運営維持管理体制に係る提案**

- ア. 本事業に関係する各機関の機能と本事業における役割
- イ. 実施機関の事業実施体制(組織構造・人員体制(組織図、役職・部署毎の人数))
- ウ. 実施機関の財務健全性の分析(予算・支出、収支計算書、キャッシュフロー、貸借対照表)
- エ. 本事業の運営維持管理体制・計画の提案

**18)温暖化ガス排出削減量の算出**

ウズベキスタン側の計画では、本事業の円借款供与が行われ 3 号機の運転が開始された時点でソ連時代に建設された既存の蒸気タービン発電施設を休止する予定である。このため、本事業の実施を通じた温暖化ガス排出削減効果が見込まれる。本調査では、具体的に休止される予定の発電施設を特定した上で、JICA がウェブサイト上で提供する気候変動対策支援ツール／緩和策 (JICA Climate-FIT (Mitigation)) 等を用いて、本事業実施による温暖化ガス排出削減効果を推計する。

**19)既存の環境アセスメント(EIA)報告書のレビュー**

JICA 環境ガイドライン(2010 年4 月)に基づき、現在作成中である環境アセスメント(EIA)報告書(2016年8月完成予定)のレビューを行う。環境アセスメント報告書レビューにおいては、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex B に記載ある内容が含まれているか否かを確認する。不足している記載や内容については、追加の調査(定量的影響予測及びデータの更新を含む)を行う。レビュ一段階で必要と認められた場合には、相手国等がスコーピング案と報告書案の段階で、それぞれ情報公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行うことを支援し、協議の結果を調査結果に反映させる。JICA環境社会配慮助言委員会(以下、助言委員会)にスコーピング案と報告書ドラフトの段階で助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、ウズベキスタン側と協議の上、JICA 環境ガイドライン(2010 年4 月)<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。

環境アセスメント報告書案の主な調査項目は、以下の通り。

- ア. ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び経済社会状況等)の確認(既存のデータが古い場合はデータの更新を行う)
- イ. 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - 1) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関する法令や基準等
  - 2) JICA 環境ガイドライン(2010 年4 月)との乖離及びその解消方法
  - 3) 関係機関の役割
- ウ. スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- エ. 影響の予測(基本的に定量的予測を含む)
- オ. 影響の評価および代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- カ. 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- キ. 環境管理計画案・モニタリング計画案(実施体制、方法、費用など)の作成
- ク. 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ. ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

## 20) 非自発的住民移転実施状況確認調査の実施

JICA環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、本事業のために用地取得が行われた土地があるため、その過程での住民協議方法や補償水準についてのJICA環境ガイドライン(2010年4月)遵守状況の確認調査(非自発的住民移転実施状況確認調査：以下「住民移転調査」)を行う。住民移転調査報告書案に含まれるべき内容は、以下ア～ウ、カの通り。また、調査に際し「世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex AのResettlement Plan」及び「世界銀行Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects」を参照する。報告書執筆に際し、本事業はカテゴリA案件ではあるものの、『カテゴリB案件報告書執筆要領』(配布資料)を参考にする。なお、助言委員会に助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、住民移転調査の際に実施した関連調査結果もJICAへ提出する。

さらに、住民移転調査の結果、JICA環境ガイドライン(2010年4月)の実質的な点について、著しい乖離が確認された場合には、そのギャップを可能な限り解消するアクションプラン(corrective action plan)(以下エ及びオを含む)案を作成する。

- ア. 住民移転調査項目(以下(1)～(12)の過去の状況についての確認)
  - (1) 用地取得・住民移転の規模
  - (2) 過去の用地取得・住民移転で適用された法律及び規定
  - (3) 損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件
  - (4) 損失資産の補償実績(再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく補償が行われたか)
  - (5) 移転支援・生活再建対策実績(生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移

- 転前の受給権者の家計・生活水準から改善、少なくとも回復させるための対策が実施されたか)
- (6) 弱者配慮実施状況(貧困層、女性、先住民族、障害者、マイノリティなどに対する配慮が行われたか)
  - (7) 苦情処理手続き、及びその実施状況
  - (8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等)の特定、及びその責務
  - (9) 実施スケジュール(損失資産の補償支払および物理的な移転に関して)
  - (10) 費用と財源
  - (11) 実施機関によるモニタリング体制、及びその実施状況
  - (12) 初期設計、及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果
- イ. 過去の用地取得・住民移転による被影響住民の現在の生活状況の可能な範囲での追跡調査
- ウ. 過去の補償及び支援の妥当性の検証およびJICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離の分析
- エ. JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離が存在した場合の乖離を解消する措置(遡及的な補償金の支払い、代替地の提供等)の検討
- オ. イの調査の結果追跡しきれなかった住民を含む被影響住民に対する、苦情処理メカニズムの設立の検討
- カ. 結論及び提言

## 21)簡易住民移転計画案の作成

JICA環境ガイドライン(2010年4月)に基づき、既存の用地取得計画のレビューを行う。なお、簡易住民移転計画とあるが、これは用地取得のみの計画であっても便宜的に使用しているものであり、住民移転は発生しない予定である。簡易住民移転計画のレビューにおいては、以下(1)~(12)が含まれているか否かを確認する。不足している記載や内容については、追加の調査(データの更新を含む)を行う。上記「住民移転調査」に記載の資料を参照する。なお、助言委員会に助言を求めるため、その資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。また、必要に応じて実施された社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。

- (1) 用地取得・住民移転の必要性
- (2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- (3) 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- (4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- (5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- (6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策

- (7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- (8) 住民移転に責任を有する機関(実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等)の特定及びその責務
- (9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- (10) 費用と財源
- (11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- (12) 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果

## 22)現地ステークホルダーミーティングの開催

- ア. 第1回現地ステークホルダーミーティングにおいて、本事業の概要並びにスコーピング案等の説明について実施機関を支援する。コンサルタントの具体的な関わり方については実施機関並びにJICAと予め協議することとするが、原則として招聘者の決定を含めて実施機関が詳細をアレンジすることとし、コンサルタントは側面支援並びにJICA環境ガイドライン(2010年4月)等との整合性確保のための確認作業を行うこととする。
- イ. 第2回現地ステークホルダーミーティングにおいて、調査結果概要(ドラフトファイナルレポート)の説明について実施機関を支援する。

## 23)助言委員会対応への支援

- ア. 助言委員会(全体会合)における案件概要説明資料について、パワーポイントによる資料案を作成しJICAに提出する。
- イ. 助言委員会においてスコーピング案を説明するにあたり、関連情報の整理及び説明資料作成等の支援業務を行う。また、助言委員会に出席し、質疑対応等の支援業務を行う。なお、助言委員会では、スコーピング案の説明のほか、ウズベキスタンにおける環境社会配慮関連制度・組織、ベースとなる環境・社会状況の概要、代替案の検討、先方政府が実施しているステークホルダーミーティングの開催状況・計画、用地取得・住民移転の状況(必要性、法的枠組み、規模・範囲等)等について説明する予定。
- ウ. 助言委員会におけるドラフト・ファイナル・レポート説明のため、関連情報の整理及び説明資料作成等の支援業務を行う。また、助言委員会に出席し、質疑対応等の支援業務を行う。

## 24)不可分一体の事業に対する環境社会配慮の確認

不可分一体の事業については、JICA環境ガイドライン(2010年4月)の該当カテゴリに沿った環境社会配慮文書が作成されているか確認し、されていれば入手の上、適切に環境社会配慮がなされていることを確認する。

## 25)プロジェクト評価に係る検討

ア. 経済・財務分析(FIRR、EIRR の算出、便益の計算根拠や、経済価値への変換係数の設定とその根拠についても、併せて示すこと)

イ. 運用効果指標の提案(指標の設定、基準値及びプロジェクト完成後約2年をめどとした目標年の目標値を設定する)

ウ. 定性的効果の確認

#### 26) インテリム・レポートの説明

調査中間時点(2016年11月)までの収集資料並びに調査結果の整理・分析を行い、インテリム・レポートに取りまとめ、内容・調査後半の方針についてJICAと協議する。協議結果を踏まえ、インテリム・レポートを相手国政府関係者に説明し、内容につき協議・確認を行う。

#### 27) ドラフト・ファイナル・レポートの作成・説明

調査結果をドラフト・ファイナル・レポートに取りまとめ、JICAのコメントを踏まえた上で、ドラフト・ファイナル・レポートを相手国政府側関係者に説明し、内容につき協議・確認を行う。

#### 28) ファイナル・レポートの作成

実施機関、現地ステークホルダーミーティング、助言委員会等の関係者から得られた助言・コメントを踏まえてドラフト・ファイナル・レポートを修正し、JICAの承認を得た上でファイナル・レポートを提出する。

### 7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は「(1)4」ファイナル・レポート(英文)」および「(1)5)デジタル画像集」とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について、了承を取るものとする。

#### (1) 成果品等

##### 1) インセプション・レポート(Ic/R)

提出部数: 英文 20 部 (JICA5 部、先方機関 15 部)

露文 17 部 (JICA2 部、先方機関 15 部)

##### 2) インテリム・レポート(It/R)

提出部数: 英文 20 部 (JICA5 部、先方機関 15 部)

露文 17 部 (JICA2 部、先方機関 15 部)

##### 3) ドラフト・ファイナル・レポート(Df/R)

提出部数: 英文 20 部 (JICA5 部、先方機関 15 部)

露文 17 部 (JICA2 部、先方機関 15 部)

4) ファイナル・レポート(F/R)

提出部数:

ア. 英文(先行公表版\*)10部(JICA5部、先方機関5部)

CD-ROM(英)各4セット(JICA3セット、先方機関各1セット)

CD-ROM(露)各4セット(JICA3セット、先方機関各1セット)

(\*注) 製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた先行公表版(CD-ROM)を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途、監督職員と業務主任者が協議の上決定することとする。

- ① コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報。
- ② 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報。
- ③ 民間企業の事業や財務に関わる情報。

イ. 英文(製本版)20部(JICA5部、先方機関15部)

露文(製本版)18部(JICA3部、先方機関15部)

CD-ROM(英)各4セット(JICA3セット、先方機関各1セット)

CD-ROM(露)各4セット(JICA3セット、先方機関各1セット)

5) デジタル画像集

記載事項:プロジェクト対象サイト等のデジタル画像

提出時期:ファイナル・レポートと同時提出

部 数:CD-R 3部

(2) その他提出物

1) 調査業務報告書

記載事項:調査業務日とその概要

提出時期:毎月

提出部数:1部

2) 会議記録

記載事項:コンサルタントとウズベキスタン側との各種協議の結果

提出時期:その都度

提出部数:1部

3) 現地調査計画書、現地調査結果概要報告書

記載事項:現地調査の計画、現地調査の報告事項(現地調査前後の会議時に活用)

提出時期:現地調査出発前及び現地調査から帰国後

提出部数:3部

## (3) 報告書の印刷及び電子化の仕様

## 1) 印刷仕様

ファイナル・レポート以外の報告書は簡易製本により作成することとし、報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に即する。

## 2) 報告書作成にあたってのその他留意事項

- ア. 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- イ. 報告書については、効率良く理解できるよう、図表・チャート類を有効に活用すること。
- ウ. 転載する図表等には必ずその出展を明記すること。
- エ. 図表リスト、略語リスト及び参考文献リストを適切な位置に記載すること。
- オ. 報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
- カ. 英文報告書は必ず経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。ウズベキスタン側に対する説明用資料についても、可能な限り同様な扱いとすること。
- キ. 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ク. 報告書が分冊形式になる場合には、例えば本編とデータの根拠との照合が容易に行えるよう特に工夫を施すこと。
- ケ. 報告書の作成にあたっては、装丁等が華美になりすぎないよう、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2016年7月下旬より業務を開始し、2017年5月下旬の終了を目指とする。各調査報告書作成時期の目処は以下のとおり。

- (1)インセプション・レポート: 2016年8月下旬
- (2)インテリム・レポート: 2016年11月下旬
- (3)ドラフト・ファイナル・レポート: 2017年2月下旬
- (4)ファイナル・レポート: 2017年4月中旬

調査スケジュールにあたっては、下記に記載する国内作業業務に支障のないよう調査タイミングをよく検討すること。

- ・ スコピング案を説明する助言委員会ワーキンググループへの出席(2016年9月下旬に実施予定)
  - ・ 調査中間時におけるJICAとの協議(2016年12月上旬を想定)
- また、ドラフト・ファイナル・レポートを説明する助言委員会ワーキンググループへの出席(2017年3月に実施予定)時期についても現地作業と重ならないようにすること。

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

##### (1)業務量の目途

合計 約41M/M

##### (2)業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1)総括／電源開発計画(2号)
- 2)系統解析(3号)
- 3)機械設備・施設計画
- 4)燃料計画
- 5)電気・制御設備
- 6)土木
- 7)送変電設備
- 8)環境社会配慮(環境)
- 9)環境社会配慮(社会)
- 10)経済財務分析

### 3. ウズベキスタン側便宜供与

ウズベキスタン電力公社からの調査団への便宜供与内容は、以下について、2016年5月にウズベキスタン電力公社とJICAとの間で締結した協議議事録にて合意している。

- (1) 調査に関連する資料や情報を調査団の要請に応じて提供する。
- (2) カウンターパートとなる担当者を指定する。
- (3) 執務室を確保する。
- (4) 現地調査における立ち入り許可を与える。
- (5) 必要に応じて調査団員の現地での安全を確保する。
- (6) 安全情報、医療サービスに関する情報の提供をする。

### 4. 配布資料

- ・『カテゴリB 案件報告書執筆要領』(「第2.5. (3)環境社会配慮について」を参照。)
- ・『ナボイ火力発電所近代化事業協力準備調査報告書』(「第2.5. (4)既存情報の活用について」を参照。)
- ・JICAによる協議ミッション時の議事録(2016年5月)(収集資料を含む。)(「第2.1. プロジェクトの背景」及び「第2.4.業務の範囲」を参照。)

### 5. 機材の調達

協力準備調査を実施するにあたり調査用資機材の調達は想定していないが、業務に必要と考えられる調査用資機材がある場合は、プロポーザルにて提案すること。

### 6. 現地再委託

気象調査・水文調査・地形測量、地質調査、環境社会配慮調査における追加調査が必要な際は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント等に再委託して実施することができる。なお、本経費については別見積りとする。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り、選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法につき、可能な範囲でより具体的な提案を行う。

なお、各調査項目は以下を想定。

#### (1)気象・水文調査

- ・調査目的: 対象地域の気象、水文等の基礎的な自然条件を把握する。
- ・調査内容: 気象・水文資料等を収集・整理する(風向、風速、降水量、気温及び湿気、大気成分、水質など)

#### (2)地形測量

- ・調査目的: 構造物の平面計画を検討するために必要な情報を把握する。
- ・調査位置: 発電所建設予定地
- ・調査内容: 平板測量等

### (3) 地質調査

- ・調査目的：発電所施設の設計に必要な施工予定箇所及びその周辺の地質状況を把握する。
- ・調査内容：ボーリング、標準貫入試験等

### (4) 環境社会配慮

- ・調査目的：環境社会配慮の調査にかかる情報収集支援
- ・調査内容：6. (2) 17)～19)に記載の内容のうち必要な項目

## 7. その他の留意事項

### (1) 調査報告書の送付

ファイナル・レポートを除く各種調査報告書は、コンサルタントがウズベキスタン電力公社、JICA 本部に送付することとし、その経費については見積りに計上する。

### (2) 通訳傭上及び翻訳費

業務実施上の必要に応じて現地にて通訳を雇用することを可とする。ロシア語(もしくはウズベキスタン語) ⇄ 英語(もしくは日本語) 通訳の現地傭上に係る経費は見積りに計上すること。また、資料の翻訳費についても見積りに計上する。

### (3) 関係者との連絡

先方関係機関、在ウズベキスタン日本大使館、JICAウズベキスタン事務所、JICA東・中央アジア部との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。

### (4) ステークホルダー協議について

ステークホルダー協議の開催費用(会場の手配・借上・設営)については、原則先方負担とする。

### (5) 安全への配慮

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、在ウズベキスタン日本大使館、JICAウズベキスタン事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

以上

